

ニナツノデアリマス、委員一同満足致シタノデアリマス、尙此ノ趣旨ヲ施行勅令ニ規定スルヲ政府ノ聲明ニ依リマシテ、小委員會ハ懇談ノ結果、遂ニ一ツノ成案ヲ得タノデアリマス、サウシテ今日午後再び兩院協議會ヲ開キ、右小委員會ノ作成致シマシタ案ノ報告ヲ求メテ審議致シマシタ所、全會一致ヲ以テ此ノ小委員會案ヲ可決確定致シタノデアリマス、只今ヨリ其ノ成案ヲ御報告致シマス、協議會ノ成案ハ、第六條ノ方ハ衆議院ノ修正案ヲ認メタノデアリマス、即チ原案六條ノ末段ニ、「其ノ職務、權限、任命選任ノ方法及任期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアルノデアリマスガ、其ノ中ノ「任命選任ノ方法」ト云フ七字ヲ削リ、更ニ第二項ヲ設ケマシテ、「社長副社長及理事ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ經テ臺灣總督之ヲ命ズ」ト致シ、又第三項ヲ設ケテ、「監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス」ト致シタノデアリマス、此ノ六條ヲ衆議院修正通リニ讓步致シタ付キマシテハ、委員中ニハ多少ノ不滿ヲ持ツ居ラレル方マシタ此ノ「認可」ト云フ文字アルノデアリマス、如何ニモ上級、下級ノ關係ガアルコトヲ法律上明記シタヤウデアラ、甚ダ面白クナイト云フ御意見ガ強ク主張セラレタノデアリマス、ドモ此ノ案ヲ成立セシメル爲ニハ、多少ノ讓步ヲ致スコトモ已ムヲ得ナイノデ、唯議論ヲ貫徹スルコト云フコトダケデハ其ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイノデ、其ノ「認可」ト云フ文字ニ付テ不滿ヲ感ジテ居ラレタ委員モ遂ニ之ニ讓步セラレタノデアリマス、第十條ノ方ハ貴族院ノ修正意見通りニ決定致シタノデアリマス、即チ「政府ハ臺灣拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス」トアル其ノ原案ヲ復活シテ第一次云々、第二次云々ト云フ其ノ衆議院ノ修正ノ文字ハ之ヲ削除致シタノデアリマス、兩院協議會ハ其ノ小委員會ノ成案ヲ報告スル時同時ニ、小委員會ニ於テ拓務大臣ガ十條ノ監督規定ニ付テ其ノ所見ヲ述ベラレタコトヲ報告サレタノデアリマスガ、其ノ報告ヲ信ジ、其ノ報告ニ満足ヲ致シテ此ノ成案ヲ可決シタノデアリマスガ、此ノ政府ノ說明ハ、過日來本議場ニ於テモ問題トナリ、又協議會ニ於テモ問題トナツタ點デアリマ

スカラ、念ノ爲メ改メテ兩院協議會ニモ拓務大臣ノ御出席ヲ求メテ其ノ御意見ヲ承リマシタ所、先キ私ノ申述ニモシテ、小委員會ニ於ケル御答辯ト少シモ變ラナイ御答辯デアリマス、此ノ點ハ茲ニ改メテ御報告ヲ申上ゲテ置キマス、即チ此ノ政府ノ聲明ニ依リマシテ、臺灣總督ハ臺灣拓殖株式會社ノ業務ニ付キマシテハ、其ノ島内事項タルト、島外トノ關係事項タルトヲ問ハズ、總テ之ヲ監督スルコトガ明白トナリ、唯特殊ノ事項ニ付テハ主務大臣モ監督致スコトトナツタノデアリマス、總督ノ威信ニ關スルコトモ憂慮スル程ノコトハナイト云フ確信ヲ、委員一同得タノデニ満足ヲ致シタノデアリマス、以上ヲ以テ兩院協議會ノ審議ノ結果ノ御報告ヲ終リマス

○議長(公爵近衛文麿君) 討論ノ通告ガゴザイマスカラ發言ヲ許シマス、柴田善三郎君

○柴田善三郎君 昨今同政府ガ本法案ヲ初メ致シタ、或ハ南洋拓殖株式會社法案、或ハ東北振興會社ニ關スル法案、或ハ承リマス、更ニ鮮滿ヲ目標トサレマシテ鮮滿拓殖株式會社ノ如キモ御設置ニナルヤウニ承リマシテ、今日年々ニ我が帝國ガ興隆致シマシテ居ラレタニ於テ、斯クテハ、如キ積極ノ諸施設ヲ拓殖方面ニ於テハ、深ク敬意ヲ表スル者デアリマス、其ノ施設タルヤ、或ハ前内閣當時ニ於テ御計畫ニ相成リマシタモノデアアルニ致シマシテモ、今御實行ニ移ス爲ニ御發案ニナレハ、現内閣デアリマス、此ノ意味ニ於テ深ク敬意ヲ表スルノデアリマス、唯、只今議題トナツテ居ラマシタ法案ガ、曩ニ貴族院意見ノ相違ヲ見マシタルコトハ甚ダ残念ニ存ジマス、ケレドモ、兩院ノ委員會等ノ筆記ニ依ツテ見マシタル、主務大臣ガ御就任ノ日尙淺クアレマシタル爲ニ、或ハ御方針ニ付テハ實行ノ御計畫ニ付テ、若シ斯ウ云フ言葉ヲ用ヒマスルコトヲ御許シテ得ラレマスルナラバ、或ハ不熱デモ申スベキ情況デアリマシタコトガ幾ラカ兩院一時異議ヲ結果ヲ見ルニ至リマシタ事情デハナイカト存ジマス、私ハ只今此ノ席ニ於キマシテハ一議員ト致シマシテ茲ニ本日協議會ニ於テ成立致シマシタル案ニ對シテ、喜ンデ

贊意ヲ表シタイト思フノデアリマス、デ既ニ贊成デアリマス以上、只今委員長カラ事細カニソレゾレ御説明ノ次第モアリマシタカ、或一部ニ付キマシテハ、私カラ更ニ言葉ヲ重ネマシテ申上ゲル必要モナイカモ存ジマセ、併シナガラ議員ト致シマシテ、議場ノ全體ガ御答辯ノ……御話ノヤウハ空氣デアリ、心持デアリコト云フコトモ、或ハ是ハ言葉ガ過ギテ居ラカモ存ジマセ、ガ、少クモ議員タル、議員ノ一人タル私ハ斯ウ云フ心持デアリコト云フコトヲ諒承願ヒタイ爲ニ、茲ニ更ニ言葉ヲ費サシテ戴キタイト存ジマス、私ノ申上ゲタイコトハ事多ク將來ニ關スルコトデアリマス、先般大河内議員ノ御質問ニ對シマシテ、委員トシテ私ガ御答ヘ申上ゲマシタル態度、是ハ今日ニ於テモ一個人トシテハソコニ何等ノ變リハナイ次第デアリマス、併シナガラ兩院協議會タルヤ、各貴衆兩院何レニ致シマシテモ、國家ノ爲ニ、國民ノ爲ニ、外地ノ爲ニ、其ノ最善デアリタル信ズル所ヲ取リマシタル次第デアリマスルカ、固ヨリ其ノ意見ノ異リマシタル場合ニ於キマシテハ、互讓妥協ノ精神ヲ以テ進マナケレバナリマセ、互讓妥協ノ本ハ本案ヨリ外ニナイト思フノデアリマスルカラ、此ノ意味ニ於テ快ク贊意ヲ表スルノデアリマスルセデモ、將來ノ爲ニ幾ラカ言葉ヲ用ヒサセテ戴キタイト存ズルノデアリマス、私ハ外地長官ノ、獨リ臺灣ト云ハズ、朝鮮ト云ハズ、外地ニ於キマスル長官ノ地位ノ極メテ重イト云フコトハ、大臣自ラモ御話ニナツテ居ル通りデアリマスルシ、又是ハ荷モ外地ノ使命ノ何デアアルカト云フコトヲ承知致シテ居リマスル者ハ、總テ持ツテ居ラ通念デアアル、決シテ私一個人ノ信念デハナイト考ヘテ居ルノデアリマスルガ、殊ニ朝鮮ノ如キ、臺灣ノ如キ、數多ク所謂新附ノ民ヲ持ツテ居ル所デアリマスルカラシテ、其ノ總督タルヤ、或ハ其ノ品位ニ於キマシテ、或ハ其ノ職權ニ於テ、重イ立派ナ地位、風格ヲ御具ヘナツテ居ルト云フコトノ必要ナルハ勿論デアリマス、同時ニ又此ノ重要ナル職責ニ顧ミマシテ、即チ或意味ニ於キマシテハ、私ハ眞ニ陛下ノ御心持ヲ體シ、一人ニシテ職務ヲ般ニ臨ムト云フコトハ、外地ニ於ケル總督以外ニハハナナカアリマス、外ニハナイデハナイカトサヘモ思フ程、重要

ナル地位ニアルモノデアリマスルカラ、斯様ナル重責ニアラレマスル外地長官ノ地位ニ付キマシテハ、將來益之ヲ進メラレタカレルト云フコトガ、即チ統治ヲ全ウセタ所以デアルト考ヘルノデアリマス、先達モ、昨年ノ秋十月一日ニ朝鮮ニ於キマシテハ、施政二十五ノ式典ガ總督府ノ庭内ニ於キマシテ、洵ニ盛儀ヲ以テ執リ行ハラマシタ、其ノ際ニ私ハ故齋藤子爵ノ御供ヲ致シマシテ、數日間京城ニ御一緒ニ御供ヲ致シタノデアリマシタガ、此ノ式場ニ於テ現總督ノ宇垣サシノ御態度ト云ヒ、御威望ト云ヒ、洵ニ隆々トシタルモノガアレマシタ、流石外地ノ長官ハ斯クノ如キモノデナクテハナラナイ、是ダケノ威風凛々存シナケレバナラナイ、是ダケノ德望ヲ具ヘナケレバナラナイト云フコトヲ、場合ガ場合デアラダケニ深ク痛感致シタノデアリマシタガ、宇垣總督ノ御式辭ノ後ニ於キマシテ、故齋藤子爵ガ壇上ニ立ツテ祝辭ヲ述ベラレマシタ、齋藤子爵ノ御話ハ必ズシモ巧ミデハナイ、言葉モ多クハナイノデアリマス、ケレドモ、併シ其ノ當時幾萬ノ民衆ガ居リマシタガ、朝鮮人モ居リマシタ、内地人モ居リマシタ、外國人モ居リマシタ、幾萬ノ民衆ガ一度齋藤子爵ガ壇上ニ立タレマスルヤ、殆ド唯、一ツノ聲モソコニ起ラナイ、ソコニ居ラレマシタル幾萬ノ人々ハ、自ラナル頭ガ下ルト云フ情況デアリマシタ、私ハ壇上カラ之ヲ見テ居リマシテ、誠ニ涙グマシイ光景デアルト云フコトヲ感ジマシタノデアリマシタガ、是ハ其ノ後ニ於キマシテ他ノ皆様方ノ御話ニモ、實ニ斯ノ如キ一光景ノ如キハ、幾度之ヲ見得ラレルダラウカト云フ程、諸人ヲシテ感激致サセタノデアリマシタ、在席ノ外國人ノ如キハ、總テ人ガ、唯座ヲ其ノ儘ニシテ居ルト云フコトガ、何ダカ如何ニモ失禮ニ當ルハナナカト云フヤウナコトヲ申シテ居リマシタ、ナ次第デアリマシタ、是ガ私ハ眞ノ外地ノ長官デアアル、斯ノ如キ情況ガ眞ノ外地ノ長官ヲ值打アラシムル所ノモノデアルト考ヘルノ光景ニ過ギナイコトデアリマスルケレドモ、何ガ斯様ニ致サセタカト申サスルハ、是ハ御在任中ニ於ケル故總督ガ洵ニ内鮮一家ノ親シミヲ以テ御臨ミニナツタ統治

而シテ或ハ之ニ利權ノ附キ纏フト云フ心配
モアルノデアリマス、或ハ貧乏ナ場合ニ於
テコソ當局ガ粉砕身、勵ミヲ深クシテ、
努力ヲシテ、會社ヲ成功シヨウト云フ力味
ガアルケレドモ、敢テモウ初メカラシテ勞
セズシテ、而シテ收入ガアルト云フ場合ニ
於キマシテハ、努力ガ稀薄ニナルコトモ人
情トシテ有リ勝チノ場合ガ想像シ得ラレ
ノデアリマス、御如才ハアリマスマイケ
ドモ、是等ノ點モ御賢慮アラムコトヲ希
致ス次第デアリマス、利權ノ伴ヒマスル
付キマシテハ、當局ニ於カレマシテ所謂從
來痛クモナイ腹ヲ探ラレマシタ事少ク
ナイノデアリマス、今日斯様ナ重要ナ時期
ニ於キマシテ、斯様ナ有益ナ事情ヲ執リ行
ハレハ際ニ於キマシテ、噂デモ、誤解デモ
ナコトガ發シマシタナラバ、實ニ事業遂行
上ノ障礙ニモナルコトデアリマス、重
ネ重ネ御留意ヲ私切望シテ已ミマセヌ次
第デアリマス、之ヲ要スルニ私、總督ノ地
位ハ誠ニ重要ナモノデアリ、又此ノ事業ニ
付キマシテハ、從來御警告ヲ戴イタ方モア
リ、或ハ又此ノ事業ニ付キマシテハ、利權
モ伴フト云フヤウナコトデアリマス、カ
ドウ云フ點ニ付キマシテモ御細心ノ中ニモ
御細心ノ注意ヲ加ヘラレマシテ、立派ニ圓
滿ニ、而シテ立派ニ此事項ヲ遠カラシテ
舉ゲラレリ日ノ到來セムコトヲ希望シマ
シテ、茲ニ私賛意ヲ表スル次第デアリマス
(拍手スル者アリ)

○議長(公爵近衛文麿君) 他ニ御發言ガナ
ケレバ採決ヲ致シマス、協議會ノ成案ニ同
意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
(議員起立)
○議長(公爵近衛文麿君) 全會一致ト認メ
マス、午後九時マデ休憩致シマス
午後六時十四分休憩
午後九時四分開議

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致サセマ
ス
(角倉書記官朗讀)
本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
不穩文書等取締法案
○議長(公爵近衛文麿君) 休憩前ニ引續キ
會議ヲ開キマス、衆議院ヨリ送付セラレマ
シタ政府提出ニ係ル不穩文書等取締法案ヲ

此際議事日程ニ追加シテ、第一讀會ヲ開ク
コトニ御異議ゴザイマセヌカ
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス、内務大臣
不穩文書等取締法案
右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因
テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十一年五月二十五日
衆議院議長 富田幸次郎
貴族院議長 公爵近衛文麿殿

不穩文書等取締法案
(小字及一ハ衆議院修正)
不穩文書等取締法案
臨時
不穩文書等取締法案
軍秩ヲ紊亂シ、財界ヲ攪亂シ其ノ他
人心ヲ惑亂シ、軍秩ヲ紊亂シ又
ハ財界ヲ攪亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨
害スベキ事項ヲ掲載シタル文書圖書
ヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル
者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
前項ノ罪ニ該ル文書圖書ニシテ發行
ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ
若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ
新聞紙法ニ依リ納本ノ爲サザルモノ
出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ
三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
第二條 前條第一項ノ事項ヲ掲載シタル
文書圖書ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及
住所ノ記載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ
爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依リ納
本ノ爲サザルモノヲ出版シタル者又ハ
之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又
ハ禁錮ニ處ス
第三條 通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テス
ルヲ問ハズ出版以外ノ方法ニ依リ第一
條第一項ノ目的ヲ以テ治安ヲ妨害スベ
キ流言浮説ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ
懲役又ハ禁錮ニ處ス
第四條 前二條ノ罪ニ至前條ノ未遂罪ハ之ヲ
罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタ

ルトキハ其ノ刑ヲ免除ス
第五條 第一條、第二條ニ該當スルモノ
發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記
載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル
モノト認ムル文書圖書又ハ出版法若ハ
新聞紙法ニ依リ納本ノ爲サザル文書圖
畫ニ付テハ眞實ノ記載ヲ爲シ又ハ成規
ノ納本ヲ爲ス迄地方長官(東京府ニ在
リテハ警視總監)ニ於テ其ノ頒布ヲ差
止メ必要アリト認ムルコトヲ得
及刻版ヲ差押フルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ頒布ヲ差止メラレタ
ル文書圖書ヲ頒布シタル者ハ三百圓以
下ノ罰金ニ處ス
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(國務大臣湖惠之輔君演壇ニ登ル)

○國務大臣(湖惠之輔君) 只今上程相成リ
マシタ不穩文書等取締法案ノ提案理由ヲ御
說明申上ゲマス、近時所謂怪文書等ノ横行
ガ甚ダシキモノガゴザイマシテ、其ノ内容
モ亦益々惡化スル傾向ガゴザイマス、之ガ
爲ニ或ハ人心ヲ惑亂シ、或ハ軍ノ秩序ヲ紊
亂シ、或ハ財界ヲ攪亂スル等、治安維持上
ニ支障ヲ生ゼシムル事例ガ少クナイノデゴ
ザイマス、斯クノ如キ事象ハ治安確保ノ爲
ニハ到底之ヲ放置シ得マセヌコトハ言フ
俟タナイ所デアリマス、其ノ今更ニ如キ
大事件ノ後ニ於キマシテハ、其ノ徹底防
遏ヲ講ズル必要ガ切ナルモノアルコトヲ痛
感セラル、ノデゴザイマス、ソレ故茲ニ其
ノ取締法ヲ制定致シマシテ、著シク社會人
心ノ不安ヲ惹キ起シ、治安維持上ニ重大ナ
支障ヲ生ゼシムルガ如キ不穩ナル出版物
等ヲ嚴正ニ取締ラムトスルモノデゴザイマ
ス、本法案ノ内容ノ主要ナル點ヲ申上ゲマス
ト
次ノ通りデゴザイマス、第一ニ近時ノ所謂
怪文書ノ實情ニ徴シマスルニ、或ハ人心ヲ
惑亂スル、或ハ軍秩ヲ紊亂シ、或ハ財界ヲ攪
亂スル、目的ヲ以テ治安ヲ維持上ニ重
大ナル支障ヲ生ゼシムルガ如キ事項ヲ掲載
シタル文書ヲ出版スルノ事例ガ多イノデア
リマス、ソレ故ニ斯クノ如キ惡性ナル目的
ヲ以テ、不穩ナル事項ヲ掲載シタル文書
圖書ヲ出版シタル者及ビ之ヲ頒布シタル者
デゴザイマス、就中右ノ如キ惡性ノ目的ヲ

達成セムガ爲ニ、不穩文書ヲ發行セムトス
ル場合ニ於キマシテハ、或ハ文書圖書ニ何等
發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サズ、
又ハ假令之ヲ掲載スルモ虛偽ノ記載ヲ爲シ、
或ハ又出版法若シハ新聞紙法ニ依リマシ
テ定メラレタル成規ノ納本ヲ爲サズシテ
出版スルガ如キ、秘密ノ手段ヲ弄スルモノ
至リマシテハ、其ノ罪質最モ憎ムベキモノ
ナケレバ、治安確保ノ爲ニ最モ取締ヲ嚴シ
同法中ニ第二項ヲ設ケマシテ、此ノ種出版
行為ニ對シマシテハ、特ニ嚴罰ヲ科スルコ
トヲ致シタルデゴザイマス、第二ニ、不穩
文書ナルコトヲ知リテ、之ヲ秘密ノ手段ニ
依テ出版シ、又ハ之ヲ頒布スルガ如キ行為
モ、亦治安維持上ニ支障ヲ生ゼシムルコト
勿論デアリマシテ、近時ノ怪文書横行ノ弊
風ヲ防遏セムトスル所期ノ爲ニ達スル爲
ニハ、此ノ種ノ秘密出版ヲ嚴ニ取締ルノ要
モ又切ナルモノガアルト考ヘラレマス、其
ノ爲ニ此ノ種ノ所爲ヲ處罰スル目的ヲ以テ
第二條ノ規定ヲ設ケタルデゴザイマス、第
三ニ、所謂怪文書ノ取締ヲ強化シ伴ヒマシ
出版以外ノ方法ニ依リ謠言ガ流布セラル
ニ至リマシテ、之ガ爲ニ治安確保ニ差支ラ
生ゼシメラレタル場合モ考ヘラレマス、ノ
第三條ノ規定ヲ設ケマシテ、治安ヲ妨害ス
ルガ如キ不穩ナル流言浮説、人心惑亂、軍
秩紊亂又ハ財界攪亂ノ目的ヲ以テ流布シ
タル者モ亦處罰スルコトヲ致シタルデゴ
ザイマス、第四條ノ所謂怪文書等ノ取締ハ、其
ノ徹底防遏ヲ期シマセヌコトヲ痛感セラル、
目的ガ達シ難イト考ヘラレマス、ノ第四
條ノ規定ヲ設ケマシテ、前述ノ各罪ニ付キ
其ノ未遂罪モ亦之ヲ罰スルコトニ致シタル
デアリマス、併シ出版物ニ依テ犯罪スル
ニ付テハ、當該文書圖書ノ印刷ヲ依頼セラ
レタル印刷者ガ、印本ヲ依頼者ニ引渡スル
前ニ自首シマシタ時ニハ、其ノ刑ヲ免除ス
ルコトニ致シタルデゴザイマス、ハ畢竟印刷者
自首スル場合ヲ多カラス、是ハ不穩文書
ノ流布ヲ未然ニ防止シ易カラシメ不穩文書
ニ外ナラナイノデアリマス、第五ニ、秘密
ノ手段ニ依リ出版セラレタルモノト認メラ
マス出版物ニ付キマシテハ、地方長官、東
京府ニ於テハ警視總監ニ於キマシテ、
直チニ當該出版物ノ發賣頒布ヲ差止メ、
必要アリト認ムル時ニハ其ノ印本及刻版
ヲ差押フルコトヲシタルデアリマス

官報號外 昭和十一年五月二十六日 貴族院議事速記第十五號 不穩文書等取締法案 第一讀會

新ノ際ニ充實致シマセヌデハ、相變ラズ變
ナコトニナリヤセシカ、大イニ庶政一新ニ
望フ有シテ參リマシテ幾十「パーセント」カ
テ減殺シテ感ヲ以テ「私ハ今夕御答辯ヲ伺
テ居ルモノデゴザイマス」

○國務大臣廣田弘毅君演壇ニ登ル

ノ御質問ニ御答ヘ致シマスガ、今日ノ如キ
時勢ニ於ケルニシテハ、社會ノ各方面ニ相
ノ變調ガアルノデアリマスガ、此ノ國務ニ
從事致シテ居リマスル文武官憲ノ間ニ於
テ「紀律ヲ嚴重ニシ、之方除去ノ若シ弊
アルト致シマセバ」、各方面ノ努力ガ力
ヲ盡スベキコトハ、政府當然ノ任務デア
ルヲデアリマス、從ヒマシテ各般ノ法律
適用等ニ付キマシテモ、十分ニソレ等ノ
注意ヲ致シ、警告ヲ與ヘマシテ、各國
務ニ從事致シテ居リマス者ノ指導ニ萬全
期シテ參リタイト存ズル次第デアリマス

○男爵菊池武夫君 御答辯ニ付キマシテハ、
聊カ率直ナラザルヲ感ジツ、是デ質問ヲ
打切りマス

○議長（公府近衛文磨君） 三上參次君
（三上參次君演壇ニ登ル）

マスカラヲ極メテ要領ダケテ御質問申シ
タイト思ヒマス、先刻來御話ノアリマシタ
所ノ怪文書、能ク飛ブト云フコトニ付テマ
スル、殊ニ二月二十六日ノ事件ノ前日ニ
十五日附ヲ以テ配達セラレ、事件當日ノ午
後ヲ以テ私ノ手ニ入ツタ怪文書、如キハ、最
モ怪シカラズモノト存ジタ次第デアリマス
モ、ソレデ此ノ案ガ衆議院ニ付議セラレ
シタ當初カラ、頗ル關心ヲ以テ注意ヲ致シ
テ居ツタ、デアリマスルガ、或ハ會議ノ模
式ヲ傳聞致シ、若シシハ新聞紙ナドヲ見マシ
テ、時々大ナル憂慮ヲ致シタコトデアル
デアリマス、併シナガラ今日拜見シマシ

原案ニ依リマスルノ云フト大分字句ノ前
 後竝ニ修正ナドモアルヤウデアリマスルケ
 レドモ、先ヅ「是ダケノ姿ニ成立ツタル
 云フコトハ、私ガ衷心大イニ喜ビ、衆議院
 ニ於テハ或ハ大分反對修正ノ御意見モア
 タサウデアリマスルガ、當局者竝ニ原案辯
 護ノ方々ガ大イニ奮闘セラレタスルコト
 ニ付テ、私ハ其ノ努力ヲ大イニ感謝スル
 人デゴザイマス、併シナガラ何故ニ原案ノ
 一條ニ「人心ヲ惑亂シ、軍秩ヲ紊亂シ」云
 アル所ノ最モ肝要ナル點ヲ御修正ニナリマ

二四四

動議ヲ提出致シマス ○議長(公府近衛文麿君) 賛成 ○議長(公府近衛文麿君) 池田子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕 ○議長(公府近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス、(潮田書記官朗讀) 不穩文書等取銷案特別委員 侯爵井上 三郎君 侯爵松平 伯爵二荒 芳徳君 子爵秋元 春朝君 子爵伊東 二郎君 子爵織田 信恒君 岡 喜七郎君 川林 竹藏君 塚本 清治君 男爵井田 磐楠君 男爵松岡 均平君 男爵大森 佳一君 山岡 萬之助君 男爵山隈 康君 岩田 宙造君 糸原武太郎君 ハ弔詞ヲ贈リタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕 ○議長(公府近衛文麿君) 本日議員從二位勳二等伯爵柳澤保惠君薨去セラレマシタ、誠ニ哀悼ノ至リニ堪ヘマセヌ、就キマシテ弔詞ヲ贈リタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ ○議長(公府近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス、暫時休憩ヲ致シマス 午後十時三十分休憩 午後十時四十一分開議 ○議長(公府近衛文麿君) 開會致シマス、御報告ヲ致スコトガゴザイマス、休憩中、内閣總理大臣ヨリ、本月二十六日マデ一日間、帝國議會會期延長ヲ命ゼラル、旨詔書ヲ傳達セラレマシタ、本日ハ午後一時三十分ヨリ開會致シマス、日程ハ決定次第、彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス 午後十時四十二分散會	貴族院議事速記録第十三號正誤 頁 段 行 誤 正 一八九二 八 ナンカ 批難ハト云フ 〃 二〇 維持シテ 維持セズシテ 一九〇 三二八 併シ 併シ 〃 三二 或ハ官制 關稅ノ上デ、 〃 三三 米穀取引業者 政商 一九八 四四 此ノ問題 此ノ米ノ問題 四二 當該 島外
--	--